

別添

## 産業廃棄物適正処理推進期間実施要領

### 1 目的

産業廃棄物処理業者等への立入検査を強化して適切な指導等を行うなど、廃棄物の不適正処理の未然防止を図り、県民の生活環境等の保全を推進する。

### 2 実施期間

令和8年9月1日から令和8年10月31日までの間

### 3 実施機関

各健康福祉センター、廃棄物・リサイクル対策課

### 4 実施事項

#### (1) 産業廃棄物多量排出事業所等に対する排出実態調査と指導

- 産業廃棄物処理計画との整合
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する義務規定の遵守
- 産業廃棄物の保管管理状況
- 委託処理の文書契約
- 産業廃棄物の保管の届出

など

#### (2) 産業廃棄物処理業者等に対する処理実態調査と指導

##### ア 産業廃棄物収集運搬業

- 事業の範囲の変更の有無（積替・保管、産業廃棄物の種類等）
- 積替・保管施設の維持管理状況
- 収運業者が所有（管理）している土地での保管状況
- 産業廃棄物運搬車両の表示、書面の携帯
- 帳簿の備え付け

など

##### イ 産業廃棄物中間処理施設（自社産廃処理施設を含む。）

- 県外産業廃棄物の搬入・処理状況
- 処理施設の構造、規模の変更の有無（廃棄物の種類、処理能力等）
- 搬入物・処理物（木材チップ等の商品を含む。）の保管管理、処分状況
- 施設の種類に応じた定期的な保守点検、管理
- 帳簿の備え付け

など

##### ウ 産業廃棄物最終処分場（自社産廃最終処分場、ミニ処分場、旧処分場を含む。）

- 県外産業廃棄物の搬入・処理状況
- 処分場の構造、規模変更の有無の確認（廃棄物の種類、面積、容量等）
- 埋立処分基準の遵守状況
- 帳簿の備え付け

など

(3) 産業廃棄物の不法投棄、野外焼却等の監視パトロール

- 本年6月の「不法投棄防止対策強化月間」で監視した場所も含め、大規模な不法投棄事案に発展するおそれのある不法投棄場所の監視
- 不法投棄等防止のための監視指導
- 低濃度 PCB 廃棄物等の保管事業者に対する指導
- 有害使用済機器保管等業者に対する監視指導
- 不適正処理の風評のある事業所などに対する監視の強化と厳正な対応 など

(4) 産業廃棄物適正処理に関する広報啓発活動

- JR 駅前、大型スーパー等周辺におけるチラシ配布
- 市町の広報誌やホームページ、電光掲示板を利用した広報
- 地域における各種イベント、会合等の機会を活用した広報など、効果的な広報啓発活動の推進 など